



# Westlaw Japan / 大江橋法律事務所共催勉強会(大阪) 第13回 長澤運輸事件・ハマキョウレックス事件最高裁判決を踏まえた実務対応 ～賃金体系、各種手当のチェック・見直しの具体的進め方～

講師：弁護士法人大江橋法律事務所 弁護士 牟礼 大介 / 弁護士 小寺 美帆

「長澤運輸事件」、「ハマキョウレックス事件」の最高裁判決が平成30年6月1日に下され、正社員のみならず皆勤手当を支給することは不合理であって労働契約法20条に違反するなどといった新しい判断がなされました。皆勤手当、家族手当、住宅手当等の各種手当を支給されている会社は多く、今回の最高裁判決を踏まえた給与制度のチェック、見直しが必須となってきます。

長澤運輸事件、ハマキョウレックス事件の最高裁判決のポイント、その他労働契約法20条に関する最新の裁判例の状況を整理した上で、働き方改革法案との関係も踏まえ、今後必要となる実務対応、特に賃金体系、各種手当の見直しをどのように進めていけばよいのか、具体的な事例を挙げて解説します。

日 時：2018年7月23日(月) 17:00～18:45  
 会 場：大江橋法律事務所 大阪事務所 27階会議室  
 〒530-0005 大阪市北区中之島2-3-18  
 中之島フェスティバルタワー27階  
<http://www.ohebash.com/jp/firm/access.php>  
 定 員：40名  
 参加費：無料  
 ご持参いただくもの：筆記用具 / 受付時に名刺  
 お申し込みはこちら：<https://www.westlawjapan.com/event/study/180723s.html>  
 お問い合わせ先：[brand@westlawjapan.com](mailto:brand@westlawjapan.com)  
 ※講演レジュメは、お一人様1部、講演参加者の方にのみ配布いたします。



プログラム  
 17:00～18:30 講師によるワークショップ  
 18:30～18:45 質疑応答  
 ※開催場所の都合により懇親会はございません。

※今回の勉強会は、企業の法務部門及び人事部門のご責任者および実務担当者を対象としています。個人の方のお申込みは、ご遠慮いただいております。

また、各社2名様までとさせていただきます。

※申込者多数の場合は、申込順または抽選方式により参加者を決定させていただくことがありますことを、あらかじめご了承ください。

## 講師紹介 大江橋法律事務所

弁護士 牟礼 大介(むれ だいすけ)

1998年東京大学法学部卒業、2000年弁護士登録。2007年University of Michigan Law School卒業(LL.M)、2008年ニューヨーク州弁護士登録。日本労働法学会、経営法曹会議、国際法曹協会(IBA)会員、2010年から2016年まで九州大学大学院法学研究科非常勤講師(労働法)。グローバル企業から中小企業まで企業規模を問わず、国内外の幅広い業種の企業からの人事業務に関する相談案件、訴訟案件、団体交渉対応、労基署対応などを多数取り扱うほか、同分野の講演・著作が多数ある。

弁護士 小寺 美帆(こでら みほ)

2007年京都大学法学部卒業、2009年神戸大学法科大学院卒業、2010年弁護士登録。経営法曹会議会員。企業側の労務案件(労務管理、人事制度・規則の設計、訴訟・労働審判等の各種紛争案件対応、労働基準監督署対応、団体交渉など)に多数従事。

ウエストロー・ジャパン株式会社

商品詳細：[www.westlawjapan.com](http://www.westlawjapan.com) お問い合わせ：[brand@westlawjapan.com](mailto:brand@westlawjapan.com) 0120-100-482(月～金9:00～18:00)



ウエストロー・ジャパン株式会社は、新日本法規出版株式会社とトムソン・ロイターの合併会社です。



THOMSON REUTERS

WLI289\_201806\_FD